

量水器検針業務仕様書

1 業務名

令和6年度 米水委第2号 量水器検針業務（以下「検針業務」という。）

2 業務の目的

米原市水道事業（以下「甲」という。）の水道料金等の算定基礎となる使用水量の計量および使用水量に係る情報を得る。

3 履行期間

令和6年6月14日から令和7年3月14日まで

ただし、甲から指示があった場合、受託者（以下「乙」という。）はこれに応じなければならない。

4 検針区域および単価等

別紙 検針区域一覧表のとおり。

5 検針用具の受取および場所

乙は甲が指定する日時に山東支所または本庁舎等にて受け取ること。

6 検針用具の返却

乙は、検針業務終了後、速やかに山東支所または本庁舎等へ返却すること。

なお、返却場所については、甲と協議するとともに、甲から返却時期等について指示があった場合、その指示に従うこと。

7 検針業務の内容

(1) ハンディターミナル（以下「ハンディ」という。）に登録されている水道メーター（以下「メーター」という。）の設置箇所のメーター指示数を正しく読み取るとともにメーターのパイロットの回転の有無を確認して、読み取った指示数をハンディに入力すること。その後、水道使用量等のお知らせ用紙をハンディで印刷し、お客様の郵便受け等に投函すること。

ただし、投函不能の場合は、持ち帰り、速やかに甲へ返却すること。

(2) 未検針分および異常データの再調査

① 人為的理由で検針できないメーターがある場合、乙は可能な限り訪問を重ね、未検針を発生させないよう努めること。

② 検針不能の場合は、その旨を甲へ報告し、甲の指示に従って業務を進めること。

③ ハンディに指示数を入力した結果が予め設定済みの水量異常基準を超え、警告音が鳴った場合は、特に入力データに誤りが無いか確認すること。

(3) 漏水が疑われる場合

ハンディにてその検針結果が水量過大と表示された場合、および漏水の可能性が疑われる場合、ならびに漏水を発見した場合は、水道使用者に連絡し、漏水確認お知らせ用紙を水量使用量等のお知らせ用紙と一緒に交付すること。ただし、水道使用者に連絡できない場合は、漏水確認表または検針業務状況報告書により甲へ報告すること。

(4) メーター故障時の対応

メーターのガラス割れ、文字不明、不回転、鈍感、液晶非表示、遠隔受信機の故障等が発見した場合は、甲へ報告すること。

- (5) 工事中の場合
通常どおり検針を行い、水道使用量等のお知らせ用紙を交付すること。
- (6) メーターが撤去されている場合
検針不能のため、検針業務状況報告書にて甲へ速やかに報告すること。
- (7) 不正行為の疑われる水道使用状況を発見した場合
メーターを通さずに水を使用している（盗水）等の不正行為の疑われる状況を発見した場合は、甲へ速やかに報告すること。
- (8) 検針業務以外の水道に関する問合せがあった場合は、甲へ連絡するよう案内すること。
- (9) その他疑義が生じた場合は、甲へ報告すること。

8 提供（支給）物品

- (1) ハンディターミナル
- (2) ハンディターミナル用ロール紙
- (3) 充電器
- (4) バッテリー
- (5) 検針員証
- (6) 漏水確認表
- (7) 水道使用量のお知らせ用紙
- (8) 漏水確認お知らせ用紙（赤紙）
- (9) 検針業務状況報告書
- (10) その他甲と乙との協議により、甲が必要と認める物品等
- (11) 提供品が故障した場合は、受託者は甲へ速やかに報告し、甲は速やかに代替品を乙に交付するものとする。

9 特記事項

- (1) 乙は円滑に業務を開始するに当たり、あらかじめ自己の責任において準備を進めることとし、これに係る甲の協力行為は、メーター設置位置を示す紙媒体資料の提供のみとする。
- (2) 検針時において、メーターボックスおよびメーターの蓋は、ハンディへの入力後、速やかに閉め、決して次回の検針まで開けたまま放置することの無いようにすること。
- (3) メーター指示数の読み取り誤りおよびハンディへの入力誤りの無いよう十分注意し、特に異常データについては、間違いが無いかなど再確認を徹底すること。
- (4) 業務実施時は、検針員証を必ず携帯すること。
なお、有効期限が到来したときは、乙は甲へ速やかに返却しなければならない。
- (5) 甲は、乙が契約事項を遵守できないときは、本契約を解除し、または乙に対し損害賠償を請求することができる。
- (6) 乙は、本契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、速やかに一切の業務を甲が指定する次回受託者に支障なく引き継ぐこと。ただし、甲がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。なお、引き継ぎに要する経費は、乙が負担すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (8) 乙は、病気等で業務遂行できない場合は、速やかにあらかじめ甲へ報告した代理人において業務を遂行すること。